

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年8月1日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

本件指示の内容は本件各保険資産の活用であるが、法27条1項において、保険契約の解約等の文言はどこにもない。また、本件各保険資産は、葬儀やお墓の購入のために残してあるものであり、資産の活用としては最初からリバースモーゲージとして本件各不動産の提供を申し出ているにもかかわらず、処分庁が保険契約の解約や契約者貸付を行うよう指示することは、法27条2項及び3項に違反している。

したがって、本件指示に従わないことを理由に請求人らに対する保護を廃止することは、違法である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月6日	諮問
平成30年12月17日	請求人から口頭意見陳述申立書收受
平成30年12月21日	審議（第28回第1部会） 請求人へ口頭意見陳述を実施しない ことの通知を発出
平成30年12月26日	請求人から主張書面を收受
平成31年1月18日	審議（第29回第1部会）
平成31年2月21日	審議（第30回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の基本原則

法は、日本国憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする（法1条）。

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あ

らゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法４条１項）。

## (2) 被保護者に対する指導・指示

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法２７条１項）、被保護者は、これに従わなければならないとされている（法６２条１項）。なお、法２７条１項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない（同条２項）、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制しうるものと解釈してはならないとされている（同条３項）。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１１・２・(1)・カによれば、保護受給中の者が、資産の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき、保護の実施機関は、法２７条による指導指示を行うとされている。

## (3) 保護の廃止

保護の実施機関は、被保護者が法６２条１項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとされている（同条３項）。この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとされている（同条４項）。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第１１・問１の答によれば、被保護者が書面による法２７条の指導指示に従わない場合に、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとし、保護の停止後においても引き続き指導指示に従わない場合には、さらに書面による指導指示を行うこ

とし、これによってもなお従わない場合、法62条の所定の手続きを経た上で保護を廃止することとする。また、上記にかかわらず、保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止することとされている。

#### (4) 資産の活用

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第3によれば、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。」とされており、例外として、「1 その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの 2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの 5 社会通念上処分させることを適当としないもの」が挙げられている。

イ 課長通知第3・問11の答によれば、保護申請時において保険に加入しており、解約すれば返戻金がある場合について、「保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえない。」とされている。

## 2 本件処分について

(1) 請求人らは、本件保護開始時において、直ちに活用できる資産として本件各保険資産を保有していたところ、処分庁は、法27条1項の規定に基づき、請求人らに対し、口頭にて本件各保険契約を解約するよう複数回指示したにもかかわらず、請求人らは当該指示に従わなかった。そのため、処分庁は、文書にて本件各保険契約を解約するか、本件各保険契約に係る契約者貸付制度を利用するよう本件指示を行ったことが認められる。

そして、処分庁は、請求人らに対し、本件処分に当たって弁明の機会を与えたところ、請求人らは処分庁が指定した期日に弁明を行わなかったこと、処分庁は、請求人らが弁明を行わなかったことに正当な理由は認められないと判断した上で、請求人らに対する保護を廃止（本件処分）したことが認められる。

(2) 以上の事実によれば、請求人らは、本件各保険資産を活用すれば、保護を受けずして自らの生活を維持できるにもかかわらず、その活用を怠り、又は忌避しているといえるのであるから、処分庁が請求人らに対し本件指示を行ったこと自体は妥当であり（局長通知第11・2・(1)・カ）、本件指示の内容としても、請求人らに係る保護の目的（法1条：自立の助長）を達成するために必要かつ相当なものであるといえる（法27条1項）。

また、請求人らは、処分庁の複数回の指示に対し、指示内容に従わない旨の意思表示を行っており、本件指示に従わない意思は強固であることが推察できる。よって課長通知（第11・問1）に該当する。

したがって、処分庁が、請求人らの本件指示義務違反を理由に、法62条3項の規定に基づき、請求人らへの保護を廃止したこと（本件処分）について、違法又は不当な点があるとはいえない。

### 3 請求人の主張に対する検討

請求人は、第3のとおり、法27条1項には保険契約の解約等の文言がないこと、本件各不動産の資産活用（リバースモーゲージ）を申し出

ているにもかかわらず本件指示を行うことは法 27 条 2 項及び 3 項に違反すること等を主張している。この後者の主張は、リバースモーゲージの活用により請求人に対し貸付けが開始され、生活保護が廃止された場合は、各保険契約の解約をする必要もなくなるにもかかわらず、当該貸付けが開始されるまでの短期間に本件指示をすることは、申立人に過度な負担を課すものであり、法 27 条 2 項及び 3 項に反し違法であるとの趣旨に出たものと考えられる。

しかし、保険の解約返戻金は、資産として活用するのが原則とされているところ（課長通知第 3・問 11 の答）、被保護者がその活用を拒否している場合、保護の実施機関は、法 27 条 1 項に基づき指導指示を行うこととされている（局長通知第 11・2・(1)・カ）。したがって、法 27 条 1 項において保険契約の解約を指示できる旨の明文がないことを理由に、本件指示に違法又は不当な点があるとはいえない。

また、被保護者がリバースモーゲージ制度による金銭貸付を希望していたとしても、同制度の利用申請をするまでの期間に加えて申請の受理から貸付開始まで通常は 2、3 か月にかかるのであり、この間に数回生活保護費が支給されることを考えると、この間を短期間であるということとはできない。したがって、その間に、被保護者において、他の資産の活用を怠り又は忌避していると認められる状況がある場合に、処分庁が被保護者に対し指導指示を行うことは、何ら違法ではない。

本件においても、本件指示時点において、請求人が本件各保険資産を活用すれば、保護を受けずして自らの生活を維持できるにもかかわらずその活用を怠っている状況があったのであるから、請求人のリバースモーゲージ制度による金銭貸付の希望の有無にかかわらず、本件指示に何ら違法性、不当性はない。

したがって、本件指示は、請求人らに係る保護の目的達成のために必要かつ相当なものであり、違法又は不当なものとは認められないことから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない

というほかない。

なお、平成30年12月25日付けで、請求人から主張書面が提出されたため、審査会において検討したが、従来の主張の範囲を超えるものではなかった。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹